

車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）では、車両に検査用スキャンツールを接続し、（独）自動車技術総合機構が管理するOBD検査システムと通信することにより合否判定を行います。この際、車両ECUに記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定DTC照会アプリ」の画面上に自動表示されます。（参考図参照）

この車両ECUから読み出される車台番号等の情報は、自動車製作者等が車両ECUに記録しているものであり、原則、OBD検査対象車両の自動車検査証（車検証）に記載された車台番号と一致しますが、ごく稀に車台番号と異なる車両や車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在します。

この点を含め、車両ECUから読み出される車台番号等の情報とOBD検査（OBD確認含む）との関係性等を下記のとおり示しますのでよろしくお願い致します。

記

1. 車両ECUから読み出される車台番号等の情報と車検証に記載された車台番号との関係
OBD検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両ECUに記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。
ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。
2. 車両ECUに記録されている車台番号等の情報とOBD検査の関係
車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD検査の合否には影響はない。
車検証に記載されている車台番号を真としOBD検査又はOBD確認を行うこと。
3. 車検証に記載された車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が一致しない車両の検査場における取扱い
認証工場においてOBD確認を行った車両については、原則、検査場におけるOBD検査を省略することとしているが、OBD確認時に車検証に基づき入力された車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が一致しなかった車両については、これに拘わらず、念のため、検査場におけるOBD検査を実施する。

（参考）「特定DTC照会アプリ」の画面に表示される車両ECUから読み出された車台番号等の情報の例

